行政相談

令和3年6月30日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所バックエンド技術部

設工認(その7)に係るゲート本体の材料規格の軽微な変更

1. 概要

原規規発第 2101253 号にて認可を受けました(放射性廃棄物の廃棄施設)設工認その7 (以下「設工認その7」という。)のうち、ゲート本体の材料規格について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下、炉規法という。)第二十七条第 2 項ただし書に定める軽微な変更を行い、炉規法第二十七条第 5 項に定める届け出をしたいと考えている。

2. 軽微な変更の内容

ゲート本体の材料の JIS 規格について、材料の入手性の観点から以下のように変更したい。 (詳細は別紙1参照)

変更前: SUS316L (JIS G <u>4305</u>) 変更後: SUS316L (JIS G <u>4304</u>)

変更前の JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) と変更後の JIS G 4305 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) は、化学的成分及び機械的性質については同一であるため、設工認その 7 添付書類 3 — 1 「保管廃棄施設の津波防護対策に関する説明書」の強度計算書に変更はなく、L 2津波の浸水を防止する構造にも変更はない。このため本変更は、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」第二条の二第2項に定める"試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更"であり、第二十七条第2項ただし書に定める軽微な変更に該当すると考えている。

1

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(設計及び工事の計画の認可)

- 第二十七条 試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事(核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。)をしようとする試験研究用等原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該工事に着手する前に、その設計及び工事の方法その他の工事の計画(以下この条及び次条第二項第一号において「設計及び工事の計画」という。)について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の一部が減失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。
- 2 前項の認可を受けた者は、当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとすると きは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなけ ればならない。<u>ただし、その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるとき</u> は、この限りでない。
- 3 原子力規制委員会は、前二項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認め るときは、前二項の認可をしなければならない。
- 一 その設計及び工事の計画が第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けた ところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
- 二 試験研究用等原子炉施設が第二十八条の二の技術上の基準に適合するものであること。
- 4 試験研究用等原子炉設置者は、第一項ただし書の規定によりやむを得ない一時的な工事をする場合は、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- 5 第一項の認可を受けた者は、<u>第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について</u>原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は、その設計及び工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

第二条の二 法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であって、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

- 2 法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備 又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射 線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施 設の保全上支障のない変更とする。
- 3 法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

変更前

表3 第2保管廃棄施設に係る津波防護壁の設計仕様

対 象 施 設	第2保管廃棄施設		
津波防護壁の設計高さ	浸水高さに応じて設計高さを設定する。 A タイプ: T.P.+10.60m B タイプ: T.P.+9.60m C タイプ: T.P.+9.10m (表 5 に津波浸水高さと設計高さの関係を示す。)		
全長	約 432m		
構造	プレキャストコンクリート		
基礎	杭基礎 (地盤改良)		
材料	杭基礎 杭(鋼管) 地盤改良 セメント 5211) ゲート	 : プレキャストコンクリート : SD345 (JIS G 3112) : SM400A (JIS G 3106) : 普通コンクリート (JIS A 5308) : SKK400 (JIS A 5525) SKK490 (JIS A 5525) SM570 (JIS G 3106) : 高炉セメント (JIS R : SUS316L (JIS G 4305) 	
	鉄筋 コンクリート	: SD345 (JIS G 3112) : 普通コンクリート (JIS A 5308)	
図	コンクリート : 普通コンクリート (JIS A 5308) 図-1.4、図-1.6~図-1.9		

別紙 1 (1/2)

変更後

表3 第2保管廃棄施設に係る津波防護壁の設計仕様

表 3	カム 休日 光来 旭 政 に 所・	る津波防護壁の設計仕様 	
対 象 施 設	第2保管廃棄施設		
津波防護壁の 設計高さ	浸水高さに応じて設計高さを設定する。		
	A タイプ: T. P. +10.60m		
	B タイプ: T. P. +9.60m		
	C タイプ: T. P. +9. 10m		
	(表 5 に津波浸水高さと設計高さの関係を示す。)		
全 長	約 432m		
構造	プレキャストコンクリート		
基礎	杭基礎(地盤改良)		
	壁	:プレキャストコンクリート	
材料	鉄筋	: SD345 (JIS G 3112)	
	鉄骨	: SM400A (JIS G 3106)	
	コンクリート	: 普通コンクリート(JIS A 5308)	
	杭基礎		
	杭(鋼管)	: SKK400 (JIS A 5525)	
		SKK490 (JIS A 5525)	
		SM570 (JIS G 3106)	
	地盤改良		
	セメント	:高炉セメント(JIS R	
	5211)		
	ゲート		
	ゲート本体	: SUS316L (JIS G <u>4304</u>)	
	基礎部		
	鉄筋	: SD345 (JIS G 3112)	
	コンクリート	: 普通コンクリート(JIS A 5308)	
図	図-1.4、図-1.6~図-		



